

愛知県公立大学法人
平成28年度 年度計画

愛知県公立大学法人

中期計画（参考）	年度計画
第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するため にとるべき措置 1 愛知県立大学 (1) 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置 ア 入学者選抜 ・アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）について、時代や社会の変化に対応するよう、適切に見直す。 (1) ・出願状況や入試結果の分析を通じて入学者選抜方法の見直しを行うことによって、質の高い入学者を確保する。 (2) ・目的意識や学習意欲の高い学生を確保するため、各種メディアの活用など戦略的な入試広報計画を策定し実施する。 (3) イ 学部教育 ・教養教育センター（学士力を涵養することを目的とし、外国語科目、教養科目、キャリア科目、スポーツ科目等を企画運営する）を設置して責任体制を構築し、教養教育に関する企画・運営を行う。 (4) ・グローバル人材育成の基盤として、ネイティブ教員の増員、外国語のみ使用可能な交流スペースの設置・活用などにより、全学部学生の英語力を強化する。 (5) ・多文化共生社会等を実現するために必要な教養を涵養する。 (6) ・学生のキャリア形成支援を強化するための科目を充実する。 (7)	第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 愛知県立大学 (1) 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置 ア 入学者選抜 ・新入学者選抜制度を含めた社会の変化に対応するよう、アドミッション・ポリシーの見直しを行う。 ・出願状況や入試結果の分析を通じて、入学者選抜方法及び募集人員の見直しを行う。 ・各種メディア、ガイダンスを活用し、入試広報計画に基づき、入試広報活動を実施する。 イ 学部教育 ・履修状況の分析に基づいて、教養教育科目の適切、効果的な開講計画を立てて運営する。 ・科目群会議の企画・実施方法を検討する。 ・新カリキュラムの教育内容を総合的に検証するため、授業評価・授業アンケートの実施方法、実施計画を立てる。 ・ネイティブ教員による英語授業の継続実施について、その成果を点検・評価する方法を検討し、整備する。 ・ネイティブ教員による学生への個別指導体制を整える。 ・CASEC 評点による教育効果測定を継続し、その妥当性を検証する。 ・29年度以降の新グローバル人材育成事業の内容について検討する。 ・多文化共生社会に関連する教養科目（人間への洞察・共生社会のすがた・グローバルな多文化共生）の評価に向けた準備を行う。 ・キャリア教育科目（キャリア・スキル、キャリア形成支援）の評価に向けた準備を行う。 ・単位認定を伴うインターンシップを継続して実施する。

中期計画（参考）	年度計画
・各学部・学科の人材養成の方針とカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に沿って、カリキュラムを含む教育体制の個性化や教育内容の最新化・体系化を図る。 〔外国語学部〕 学生のニーズに応じるために、専攻言語における実践的で高度な運用能力を身につけさせるコース、多様で急激に変化する国際社会に対応できる高度な専門知識を修得させるコースを設ける。また、主体的に行動し判断できる、国際社会や地域社会に貢献するグローバル人材を育成するために、留学制度を積極的に活用する。 (8) （指標）英米学科卒業生の7割がTOEIC800点の目標をグローバル人材育成推進事業の最終年度において達成することを目指す。 (9)	〔外国語学部〕 ・コース制及び新カリキュラムを継続して実施するとともに、FDの実施などにより、カリキュラムを検証する。 ・グローバル人材育成推進事業を推進し、単位認定留学を拡大する。 ・TOEIC検定の成績を上げるため、引き続き英語教育FDやiCoToBaにおける検定試験講座を実施する。
〔日本文化学部〕 磨かれた言葉の論理と歴史認識を力として、世界的視野から地域貢献できる知的創造力を持った人材の育成を目標に、国語国文・歴史文化両学科にまたがる地域文化・日本文化を軸とした自文化理解・異文化理解の教育・研究体制を構築する。そのために、専門教育・教養教育領域へ副専攻制（所属学科以外の専門科目を履修できる制度）や地域学プログラム（仮称）の導入を前向きに検討し、第二期中期計画中的実現を目指す。 (10)	〔日本文化学部〕 ・学生の世界的視野を養うため、海外大学との国際交流事業を推進する。 ・世界的視野から地域貢献できる知的創造力を持った人材を育成するため、日本文化横断プログラム「日本文化学特別研究」を軸とした人文社会系の事業を推進する。 ・留学生と日本人学生の協働による「留学生的アイチガイドづくり」事業を実施する。
〔教育福祉学部〕 カリキュラムにおける教育発達学科及び社会福祉学科相互の乗り入れを増やすなど、教育と社会福祉の両分野の連携を強化するなかで、人間の生涯にわたる発達を支援し、誰もが尊厳ある生活を送ることができる社会の創造に貢献する専門職を育成する。 (11)	〔教育福祉学部〕 ・学部共通科目に関して、履修指導の改善及び開講時期の調整を行うなど、授業改善・カリキュラム改善を図る。 ・教育発達学科における小学校教員養成カリキュラムの改善を検討する。

中期計画（参考）	年度計画
〔看護学部〕 「学生の看護実践能力を高めるために、臨床判断に基づく看護技術教育を強化する。」ことを目指し、保健師養成への選択制の導入をはじめとする、学生の希望に即した専門領域をより深く学べるカリキュラムを設定し、新設の導入教育や選択科目の教授内容の充実を図ることにより、他大学との個別化を実現させる。(12) (指標) 看護師国家試験の合格率について、毎年度大学新卒者の全国水準を上回ることを目指す。(13)	〔看護学部〕 ・看護実践力教育の充実のため、引き続き「看護の統合と実践」関連科目を開講する。 ・学部における保健師養成コースの評価を行い、大学院での養成について検討する。
〔情報科学部〕 新たな情報の科学と技術に対応できる能力を有し、今後の情報化社会をリードできる情報技術者を養成するために、コンピュータ技術、メディア・制御技術、シミュレーション技術を主専攻とするコース分けと、コースごとのカリキュラムを検討する。また、高度な ITS とロボティクス研究を融合した研究拠点の構築及び愛知県における企業のイノベーション（改革）に向けて産業界に貢献できる工学的人材養成について、前向きに検討し、第二期中期計画中的の実現を目指す。(14)	〔情報科学部〕 ・次世代ロボット研究所を開設し、ロボット関係の教育・研究環境を整備する。 ・新カリキュラムにおいて新たな内容で開講する実験関連科目の学習効果を高めるための方策を検討し、実施する。 ・工学的人材養成に向けて、キャリアプランを含めた新しいカリキュラムについて検討する。
・ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動（教員による授業内容・方法の改善・向上のための組織的な取り組み）は、全学単位では教育支援センター（教育の運営と調整）が、各学部については学部単位で、毎年実施する。(15)	・全学、学部の FD 研修会、授業アンケート等に基づき、各教員が授業内容・方法の改善・向上の計画を立て、アンケート等を通してその効果を分析・評価する。 ・学生のニーズ聞き取り調査について、学生・教職員の参加を促す企画・実施方法を検討したうえで実施する。
・FD活動を有効なものにするために、自己点検・評価、学生評価、外部評価等のあり方に関する検証を踏まえて実施する。(16)	・年度当初における目標設定に関する指針にもとづいて、自己点検・自己評価を通じた教員のリフレクションを促す。 ・授業アンケートの対象科目の選定方法、アンケート項目について検討し、アンケートを実施する。
・予習・復習等の自主学習がより一層容易になる様にシラバスを工夫する。(17)	・引き続き、シラバスの評価・改善につなげるため、授業時間外の学習とシラバス記載内容の関係を分析・評価する。

中期計画（参考）	年度計画
・学生自主企画などを通じて学生に主体的・自主的な学習機会を提供する。(18) ・学習時間の増加と学習の質の高度化を促す方策について検討し、それを実施する。(19)	・学生自主企画研究の実施方法・体制について引き続き検討する。 ・奨学制度「はばたけ県大生」を見直したうえで引き続き実施し、学生の主体的な学習を促す。 ・学習時間に関する基礎データの分析に基づき、学習時間の増加と学習の質向上について引き続き検討し、教員間での情報共有を図る。
ウ 大学院教育 ・各研究科の人材養成の方針とカリキュラム・ポリシーに沿って、カリキュラムを含む教育・指導体制を充実する。 〔国際文化研究科〕 国際文化専攻博士前期課程では、語学力の高度運用能力を通じて地域に貢献する高度専門職業人と、国際社会および地域社会にかかわる言語文化、社会文化の諸問題をグローバルな観点から考察する研究者、専門家を育成するための教育体制を整備する。 日本文化専攻博士前期課程では、国際的視野に立って自文化を深く精緻に捉え、今日的な社会・文化の諸問題解決に貢献できる専門的人材を養成するための教育体制を整備する。 博士後期課程においては、前期課程で培った精緻な専門的知識と問題解決能力を、より高次の次元で発揮できる専門的教育者・研究者、指導的組織者を養成するための教育体制を整備する。(20) 〔人間発達学研究科〕 博士前期課程では、人間の一生を通じての発達と尊厳ある生き方を地域社会において支えることのできる教育・保育と社会福祉に関わる高度専門職業人を育成するための教育体制を整備する。 博士後期課程では、「人間の発達と尊厳」の問題を解明する人間発達学の創造と、発達保障の高度な専門家・研究者の育成をめざすための教育体制を整備する。(21)	ウ 大学院教育 〔国際文化研究科〕 〈国際文化専攻〉 ・国際文化専攻博士前期課程の英語高度専門職業人コースの充実を図るため、通訳翻訳研究所を設立する。 ・博士前期課程、後期課程とも、研究指導において集团的指導体制を維持しつつ、その研究経過および研究結果の報告会を年1回開催する。 〈日本文化専攻〉 ・海外協定校等との学術交流を推進し、グローバルな視野に立って自文化と地域の文化を深く捉えることができる研究の担い手を養成する。 ・深い専門性と広い視野を育成するため、教員及び院生による研究会を引き続き開催する。 〔人間発達学研究科〕 ・社会人学生と一般学生とのニーズの違いを踏まえたうえ、より効果的な研究指導方法を検討する。 ・新設した研究方法に関する科目が充実した内容となるよう、担当教員間の協働を促進する。 ・生涯発達研究所において教員・院生が協働で取り組んでいる事業をさらに拡充する。 ・スクールソーシャルワーク教職員研修事業について、外部資金終了後も事業の継続に努める。

中期計画（参考）	年度計画
〔看護学研究科〕 博士前期課程では、看護学の専門的知識の探求および高度な実践力の学修により看護実践の質向上に寄与する人材を養成するため教育体制の充実を図る。 博士後期課程では、看護学基礎研究・応用研究を自律的に遂行し研究成果をとおして広く社会に貢献できる人材を養成するための教育体制の充実を図る。 また、専門看護師の実践力向上のため、実習教育スペースの拡充などを検討する。 (22)	〔看護学研究科〕 ・大学院における保健師養成コースについて検討する。 ・博士前期課程、後期課程とも、研究計画発表会や研究計画審査、副指導教員制などの複数指導体制を継続する。 ・博士後期課程では、コースワーク、演習、副論文等の見直しを行い、院生個々のニーズに対応した論文作成支援につなげられる体制を整備する。
〔情報科学研究科〕 博士前期課程では、情報科学に関する先端的な専門知識および技術を習得し、先端的な情報システムを構築できる高度情報システム技術者を養成するための教育体制を整備する。 博士後期課程では、新たな情報技術の創造や実践的研究を行うことができる先端的高度情報システム技術者および研究者を養成するための教育体制を整備する。 (23)	〔情報科学研究科〕 ・学部の新カリキュラムに合わせた博士前期課程カリキュラムの具体的構成を検討する。 ・組織的な研究指導体制の強化・整備に向けて、前年度より開始した新方式の中間発表会を継続実施し、効果の検証方法について検討する。 ・組織的なグローバル教育指導体制の強化・整備に向けて、国際感覚・視野を広め、外国語能力を高める方法を全学的な組織・体制の構築・連携と併せて検討する。
エ 卒業・修了認定 ・ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）について、時代や社会の変化に対応するよう、適切に見直す。 (24)	エ 卒業・修了認定 ・各学部・研究科が、引き続きディプロマ・ポリシーを見直し、必要に応じて修正するとともにホームページで広報する。
オ 学生への支援 ・授業等に必要な教育機器等を更新・整備するなど、学生の学習環境の整備を推進する。 (25)	オ 学生への支援 ・調査結果に基づいて、授業等で必要な機器を更新し、学習環境を整えとともに、今後の学習環境の整備について検討する。 ・学生の多様な学習スタイルや利用ニーズに対応可能な学習環境を提供する。 ・学生の主体的な学びを促す学修支援の強化のために、資料と情報リテラシー教育を充実させる。
・学生自主企画やボランティア活動の支援を通じて、学生の地域貢献活動を支援する。 (26)	・学生自主企画研究において、地域との連携を図った研究を募集し、支援する。 ・学生の地域貢献活動を促進するため、学内ボランティアサークルのネットワークづくりをする。

中期計画（参考）	年度計画
・グローバル人材育成推進事業を通じて、学術交流協定に基づいた留学生の派遣・受け入れを促進する。(27)	・英語圏大学との双方向の学術交流活動を拡充する。 ・キャリア支援室との連携による留学経験者・予定者へのキャリア支援を行う。 ・留学生支援（派遣・受入）の充実を図る。
・社会や学生（留学生を含む）のニーズに応じた講座を開講するなど、キャリア形成支援体制を強化する。(28)	・就職・採用活動開始時期の変更を踏まえ、適切に就職支援を実施する。 ・インターンシップをめぐる状況の変化に柔軟に対応しつつ、支援活動を拡充する。 ・国際交流室との連携による留学生（派遣・受入）へのキャリア支援を行う。
・学生の健康管理として、定期健康診断や学生相談員等による各種相談を実施する。(29)	・定期健康診断、学生相談の各種相談を実施する。 ・28年4月施行の障害者差別解消法に基づく体制を確立し、実施する。
・成績優秀者奨学制度に基づく経済的支援を継続的に実施し、就学のための経済的支援として、各種奨学金の情報提供を充実させる。(30)	・27年度に新設した奨学制度「はばたけ県大生」を見直したうえで引き続き実施する。 ・各種奨学金申請時期等の年間予定表の作成などを通じて、学生への情報提供を適切に行う。
(2) 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置	(2) 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置
・公募によって優れた研究者・教員を確保する。(31)	・教員を公募によって採用することを原則とする。
・学長特別研究費において、若手研究者によるオリジナリティのある研究を支援する。(32)	・引き続き、学長特別研究費において、若手研究者によるオリジナリティのある研究を支援する。
・学長特別研究費において、地域の発展に貢献する研究を支援する。(33)	・学長特別教員研究費交付規程に基づき、地域の発展に貢献する研究を支援する。
・学術研究情報センター（図書館として学術情報を発信するとともに教員の研究支援を担う）が、学部・学科の枠を越えた共同研究及び外部との共同研究を支援する。(34)	・学部学科の枠を超えた共同研究や外部との共同研究へとつなげるために、研究者データベースを本格運用する。
(指標) 科学研究費補助金の申請率が毎年度 80% (研究分担者を含む) に到達することを目指す。(35)	・競争的資金に関する申請サポート体制を充実させる。 ・外部資金獲得に役立つ講演会を企画、実施する。
(3) 地域連携・貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置	(3) 地域連携・貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置
・地域連携センターが、学外ニーズと学内シーズのマッチングを促進する。(36)	・研究シーズ集を更新し、学外ニーズと学内シーズのマッチングを促進する。
・愛知県の審議会等への参画を通じて、愛知県の政策・施策の推進を積極的に支援する。(37)	・愛知県の審議会等委員に参画する。 ・学生や市町村職員が地域課題解決策を提案する「あいち地域づくり連携大学」を愛知県および名古屋市立大学と協働で実施する。

中期計画（参考）	年度計画
・愛知県教育委員会と高大連携事業を推進する。(38)	・愛知県教育委員会と「知の探究講座」を継続する。
・長久手市、その他の自治体、産業界、名古屋市立大学などの他大学との連携を拡充する。(39)	・長久手市大学連携基本計画の策定を通じて、大学と地方自治体との協働によるまちづくりを進める。 ・地域課題解決のため、他団体との連携について検討する。 ・名古屋市立大学との連携事業を企画・実施する。
・一般向け学術講演会及び生涯学習支援をはじめとする公開講座を開催し、研究の成果を地域の発展に繋げる。(40) (指標) 一般向け学術講演会及び公開講座を毎年度 10 企画開催する。(41)	・学術講演会及び公開講座を継続的に実施する。
・小・中・高等学校の現職教員や看護師等に対する研修等を支援する。(42)	・認定看護師教育課程を運営し、がん性疼痛看護認定看護師を育成する。 ・看護師を対象とした研修会及び個別研究指導を実施する。 ・教員免許更新講習を開講するとともに、教育委員会等と連携した取り組みを実施する。 ・卒業生教員等と連携し、現職教員及び本学教職課程履修者を対象とした研修を実施する。
・地域住民のニーズに応じた事業を実施する。(43)	・医療分野ポルトガル語スペイン語講座について、文部科学省により採択された「職業実践力育成プログラム」を実施する。 ・子育て支援もりっこやまっこ事業を継続的に実施するとともに、守山区の子育て支援事業に協力する。

中期計画（参考）	年度計画
2 愛知県立芸術大学 (1) 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置 ア 入学者選抜 ・アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）に基づき、芸術活動の意欲が高く、実技の基礎能力があり、人を感動させられる学生を獲得するため、学部及び博士前期課程の入学定員や社会人、外国人等の入試制度を見直す。 (44) ・様々な媒体により本学の魅力を発信して入試広報活動を充実させる。 (45)	2 愛知県立芸術大学 (1) 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置 ア 入学者選抜 ・入学者選抜の課題・対策を専攻・コースごとに検討するとともに、新大学入学者選抜制度の動向調査・フォロー等により入試制度の見直しを検討する。 ・芸術系高校や予備校ヒアリング、入試状況の分析等を通じ、より効果的な入試広報を検討し、様々な媒体による本学の魅力発信を積極的に実施する。
イ 学部教育及び大学院教育 ・専門分野の基礎教育や語学教育の充実を図り、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）に基づき、学生一人ひとりへのきめ細やかな指導を実施する。 (46) ・学生の国際交流事業の充実や著名なアーティスト・研究者の招聘により、国内に留まらず世界に通用する芸術家を育成する専門・実技教育を促進する。 (47) ・様々な芸術表現に対応できる高度な専門能力を有する人材や自立して活動し得る芸術家・研究者、芸術文化の分野において中核的・指導的役割を担うことができる人材を養成するため、学部と大学院の連携により専攻・コース・領域の枠にとらわれることなく学修できる体制を促進する。 (48) ・博士課程においては、教務に関する運営の見直しなど前期・後期課程の連携を促進し、副指導教員を配置するなど研究・指導体制の充実を図る。 (49)	イ 学部教育及び大学院教育 ・学外の演奏家やアーティスト、外国人教員等による特別講座や公開演奏などにより、学生の多様な関心を喚起する専門分野の教育を引き続き実施する。 ・音楽基礎教育について、国内外大学の取組や最新の教育内容を参考に、本学学生に適したあり方を検討する。 ・語学教育について、受講生の多い講義に TA を配置するなど、よりきめ細やかな指導を実施する。 ・協定校との関係を深めるためのプログラムを引き続き実施する。 ・アーティスト・イン・レジデンス事業など、著名なアーティスト・研究者等による専門・実技教育を実施する。 ・ソルボンヌ大学との博士論文共同指導を実施する。 ・創立 50 周年記念事業において、専攻・コース・領域等を越えた企画を検討し、実施する。（美術・音楽） ・古典絵画の保存・修復の教育を推進する。 ・芸術祭など外部における芸術文化活動に積極的に参画する。 ・副指導教員を配置するとともに、博士前期及び後期課程の連携について引き続き検討する。

中期計画（参考）	年度計画
FD活動については、国公立五芸大との間で情報交換を行うとともに、授業アンケートの結果等を活用して教育内容・方法の改善を図る。 (50)	- 国公立五芸大においてFD活動に関する意見交換を行い、本学のFD活動の参考にする。 - 授業アンケートを活用し、教育内容・方法の改善に役立てる。
ウ 卒業・修了認定 教育の質の保証を担保するため、成績評価基準を常に検証し、必要に応じて改善する。 (51)	ウ 卒業・修了認定 客観性・透明性等の観点から成績評価基準を検証し、必要に応じて改善する。
ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）に基づき適正に卒業認定を行い、卒業制作・卒業演奏など対外的な公表を積極的に実施する。 (52)	引き続き、ディプロマ・ポリシーに基づく適正な卒業認定を行い、対外的な発表・PRの機会である卒業・修了制作展、卒業試験・修士演奏などを効果的・積極的に実施する。
エ 学生への支援 制作環境や練習環境など学生の学習環境を整備する。 (53)	エ 学生への支援 - 学生の学習環境改善のため、彫刻アトリエの修繕工事等教室の整備を行うとともに、図書館所蔵の楽譜の更新・整備等を行う。 - 愛知県による講義棟、美術学部棟、デザイン棟など8棟の機能回復整備工事や新デザイン棟実施設計に協力する。
留学に関する支援体制を整備するとともに、留学情報の発信に努め、学生の国際的な芸術教育や展覧会・演奏会などの活動を支援する。 (54)	国際交流室による学生の留学など海外渡航に関する支援を実施するとともに、国際交流に関する情報発信の充実について検討する。
在学生から卒業生まで幅広く、就職支援や資格情報の提供を充実させ、学生の将来の目標、将来設計を啓発し、卒業後の自立に向けた支援をする。 (55)	- 効果的・実践的なガイダンスの開催や、就職希望者への情報提供の充実を図る。 - 学生の将来設計、目標設定を促すためのキャリア支援の取組を実施する。
保健室や学生相談室の機能を強化し、学生の健康で安全なキャンパスライフを支援する。 (56)	- メンタルケア、防犯・防災の取組など、健康で安全なキャンパスライフの更なる支援策を検討・実施する。 - 障害者差別解消法に基づき、総合的・組織的な修学支援体制を検討・推進する。
学生に対する経済的支援として、各種奨学金の情報提供を充実するとともに、大学独自の奨学金の拡充を図る。 (57)	各種奨学金の情報提供を充実するとともに、大学独自の奨学金について検討する。
(2) 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置 専門性により特化した研究や海外提携校及び教育研究機関との交流により国際的に通用する質の高い研究を目指す。 (58)	(2) 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置 - 高野山金剛峯寺（高野町）所蔵応徳涅槃図の模写事業及び真長寺（岐阜市）所蔵仏画など文化財の修復、研究、調査、再現研究等を推進する。 - 名古屋市博物館など文化財を収蔵する研究機関に対し、引き続き連携研究の働きかけを行う。 - 協定校及び教育研究機関等から教員を招聘し、展覧会等の交流事業を実施する。

中期計画（参考）	年度計画
・ 展覧会・演奏会など芸術家集団としての教員による芸術活動を推進し、その成果を世界に発信する。(59)	・ 創立 50 周年記念として、展覧会・演奏会などの記念事業を実施する。(美術・音楽) ・ 協定校及び教育研究機関等へ本学教員を派遣し、積極的な交流を図る。 ・ 受託研究・受託事業等を積極的に実施するとともに、芸術祭等に参画し、その成果を発信する。 ・ 「愛知県立芸術大学リポジトリ」の登録件数増加及び学内周知を図る。
・ 科学研究費補助金及びその他の助成金について、申請件数の増加を図る。(60) (指標) 毎年度 20 件の申請を目指す。(61)	・ 科研費及びその他の助成金について、内容周知・情報提供等をタイムリーに実施する。
(3) 地域連携・貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・ 愛知県や他の自治体、産業界、他大学、地域社会との連携を通じて、地域文化を担う人材を育成し、あいちトリエンナーレへの参画など地域の芸術文化の発展に貢献する。(62)	(3) 地域連携・貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・ 芸術講座や演奏家の派遣など地域に向けた取組を積極的に実施する。 ・ 自治体、産業界、他大学との連携を通じて地域文化を担う人材育成に貢献する。 ・ あいちトリエンナーレ 2016 や瀬戸内国際芸術祭に参画し、地域の芸術文化の発展に貢献する。
・ 美術館や博物館との連携による展覧会・演奏会の開催、栄のサテライトギャラリー及び豊田市藤沢アートハウスの活用などにより、県民が芸術に親しむ機会を創出する。(63) (指標) 栄サテライトギャラリーの展覧会等入場者数について、平成 30 年度に 4,000 人を目指す。(64)	・ 展覧会・演奏会を通じた地域との交流を促進する。 ・ 栄のサテライトギャラリーにおいて、あいちトリエンナーレ 2016 パートナースhip事業として展示等を実施し、県民が芸術に親しむ機会を創出する。
・ 文化財の研究調査、保存、修復、理論研究、再現研究等を推進するとともに、その運営体制等の事業プランを策定し、実現を図る。(65)	・ 27 年度完成の新施設において、文化財の保存・修復事業等を推進するとともに、新規事業の受託獲得に努める。

中期計画（参考）	年度計画
第2 法人運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 組織運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・自己決定・自己責任の原則の下で、法人経営及び教育研究に関わる法人運営についてP D C Aを推進し、組織・業務運営の高度化・改善を進める。(66) ・理事長及び学長のリーダーシップの下で、誰もが誇りに思う大学づくりに向け、予算配分や人員配置などについて計画的な資源配分を推進する。(67) (指標) 毎年度、事業費予算の10%のスクラップアンドビルドを目指す。(68) ・より効果的かつ円滑な組織運営に向け、大学組織及び事務組織の体制見直し・整備などを適時適切に検討する。(69) 2 人材の確保・育成に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・教員については、その意欲を高め、能力を発揮し、教育研究や大学運営の質的向上につながるよう、公募制、人事評価制度など、適切な運用・改善を推進する。(70) ・職員については、愛知県の派遣職員から法人固有職員への切り替えを進める。(71) (指標) 平成30年度末時点で法人固有職員比率70%を目指す。(72) ・また、組織力を高めるため、職員の資質向上のための組織的な取組（スタッフ・ディベロップメント（SD））など、計画的な人材育成により職員のプロフェッショナル化を推進するとともに、人事制度の適切な運用・改善を推進する。(73)	第2 法人運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 組織運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・引き続き3 C（Check, Change, Challenge）→P→D→3 Cの定着化を進め、28年度計画を推進する。 ・組織・業務運営の高度化・改善を推進するため、設置者である県との意見交換会を定期的に実施する。 ・年度計画を軸にした予算編成の実施により、事業の見直しによる財源捻出と重点事業への再配分を促進する。 ・「戦略企画室」を活用し、今後の大学戦略を系統的に推進する。 2 人材の確保・育成に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・教員の採用は、公募採用を原則とする。 ・教員評価機関による人事評価を実施するなど、人事給与制度を適切に運営する。 ・愛知県の派遣職員と法人固有職員のあるべき配置案について検討する。 ・職員の育成計画に基づく研修体系を整備する。 ・グローバル人材育成推進事業推進のため、語学力の高い職員を配置するとともに、「職員英語力向上制度」により、語学力の高い職員を育成する。

中期計画（参考）	年度計画
3 効率的・合理的な業務執行に関する目標を達成するため にとるべき措置 ・職員の意識改革と仕事の見直しを行い、効率的・合理的な業務執行を推進する。(74) ・一層の業務システム化を目指すとともに、各種システムの統合的な管理を徹底する。(75)	3 効率的・合理的な業務執行に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・職員が同一方向性のもとに効率的・合理的な業務運営に取り組むよう、法人・大学の運営方針等を職員に周知する。 ・仕事の進め方を見直しを行い、効率的・合理的な業務執行を推進する。 ・制度改定や事務の効率化に対応するため、給与・財務・旅費等のシステムを必要に応じて改修・改良する。 ・現状機能に準拠した情報基盤ネットワークシステム（Airis）の更改を行う。
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・法人運営の安定性と自律性を確保するため、外部研究資金、寄附金等自己収入の増加に向けた取り組みを強化する。(76) ・効率的、効果的な管理的経費の執行に努めるとともに、業務の見直しによる経費抑制を推進する。(77) （指標）一般管理費比率について対前年度比減を目指す。(78) ※一般管理費比率＝一般管理費／（業務費＋一般管理費） （特殊要因除き）	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・科研費等の外部研究資金獲得に向けた取組を実施する。 ・引き続き芸大創立 50 周年記念事業募金“愛芸 50 基金”の獲得に努める。 ・管理事務的な経費の当初予算額を 10%程度削減し、経費抑制を推進する。 ・施設・設備の新設・改修にあたり、省エネルギー型設備の導入を推進する。
第4 教育及び研究並びに組織及び運営に対する自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・中期計画・年度計画に対する自己点検・自己評価、認証評価等の外部評価を定期的実施し、評価結果を速やかに公表するとともに、教育研究及び業務運営の改善に活かす。(79)	第4 教育及び研究並びに組織及び運営に対する自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・中期計画・年度計画に対する自己点検・評価の実施により、教育研究及び業務運営の改善を推進する。 ・芸術大学において、29 年度の認証評価に向けた取組を実施する。

中期計画（参考）	年度計画
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・大学・法人の活動情報を積極的に発信し、県民への説明責任を果たすとともに、大学のブランド・知名度の向上に向けた戦略的な広報活動を展開する。(80) ・平成 28 年度に迎える芸術大学創立 50 周年に際し、県民をはじめ多くの人々にとって芸術大学がより身近な存在となるよう、記念事業を企画し、実施する。(81)	2 情報公開等の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・広報活動計画に基づき、志願者・学生・卒業生・県民・企業等に対する広報活動を積極的に実施する。 ・県民をはじめ多くの人々にとって芸術大学がより身近な存在となるよう、芸術大学創立 50 周年記念事業を実施する。
第 5 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 施設・設備の活用及び安全管理に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・良好で安心安全な教育研究環境を維持するため、施設・設備の点検を定期的実施するとともに、緊急対応が必要なものについて改修・修繕を実施する。(82) ・芸術大学の老朽化施設・設備の整備について、耐震改修基本調査の結果を踏まえながら、愛知県の施設整備計画の策定に向け、県と共に引き続き検討を進める。(83) ・大規模災害に備えた安全対策、防災対策などの充実を図り、訓練等の実践を推進する。(84) ・学内の施設の利用状況を踏まえ、大学施設を積極的に地域社会に開放する。(85)	第 5 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 施設・設備の活用及び安全管理に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・施設・設備の機能を点検し、緊急度の高いものに対応する。 ・県大にかかる施設・設備改修計画に基づき、整備方法等を継続検討する。 ・愛知県が実施する機能回復整備工事及び新デザイン棟実施設計に協力する。 ・教職員及び学生に防災対策の周知を図るとともに、訓練等を実施する。 ・大規模災害の発生に備え、備蓄計画に基づき、計画的に物品等を配備する。 ・県大グラウンドの外部貸出しを継続するとともに、その他の施設利用希望についても適宜対応する。
2 社会的責任及び法令遵守に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・人権の尊重、環境への配慮など、社会的責任に留意した教育研究環境を実現するため、教職員・学生への研修や啓発活動などにより意識向上を図る。(86) ・法令遵守を推進するため、倫理関係諸規程についての継続的な研修や意識啓発に努める。(87) ・情報管理の強化に向け、情報セキュリティ対策を推進する。(88)	2 社会的責任及び法令遵守に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・教職員及び学生を対象とした人権・ハラスメント研修を継続して実施する。 ・障害者雇用促進のために 27 年度に設置した「業務支援室」の定着及び安定的な活動に向けた取り組みを行う。 ・必要に応じて倫理審査関係委員会を開催するとともに、コンプライアンス関連研修を実施する。 ・教職員の情報リテラシー向上のため、e ラーニングによる教育受講を促す。 ・情報課が主導し、法人全体で情報セキュリティ対策を推進する。

中期計画（参考）		年度計画									
第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画（省略）		第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照									
第7 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 1 2 億円 2 想定される理由 事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。		第7 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 1 2 億円 2 想定される理由 事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。									
第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし		第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ・予定なし									
第9 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。		第9 剰余金の使途 ・決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。									
第10 施設及び設備に関する計画		第10 施設及び設備に関する計画									
<table><tr><td>施設・設備の内容</td><td>財源</td></tr><tr><td>中期計画の達成に必要な施設・設備の整備及び経年劣化が著しく、緊急対応が必要な施設・設備の改修等</td><td>教育研究環境整備等積立金、その他自己収入等</td></tr></table>		施設・設備の内容	財源	中期計画の達成に必要な施設・設備の整備及び経年劣化が著しく、緊急対応が必要な施設・設備の改修等	教育研究環境整備等積立金、その他自己収入等	<table><tr><td>・建物外壁及び屋根修繕等（県大）</td><td>119, 897 千円</td></tr><tr><td>・模写展示館漏水対策等（芸大）</td><td>20, 510 千円</td></tr></table>		・建物外壁及び屋根修繕等（県大）	119, 897 千円	・模写展示館漏水対策等（芸大）	20, 510 千円
施設・設備の内容	財源										
中期計画の達成に必要な施設・設備の整備及び経年劣化が著しく、緊急対応が必要な施設・設備の改修等	教育研究環境整備等積立金、その他自己収入等										
・建物外壁及び屋根修繕等（県大）	119, 897 千円										
・模写展示館漏水対策等（芸大）	20, 510 千円										
注）中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽化度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。											
注）額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。											

中期計画（参考）	年度計画
第 11 人事に関する計画 教育研究機能を始めとする大学の諸機能の充実と活性化並びに法人運営の効率化を進めるための人事制度を運用する。 中期目標を達成するための措置に掲げる人事諸制度の事項について、着実に取り組む。	第 11 人事に関する計画 ・ 中期計画に掲げる人事制度の事項について、着実に取り組む。
第 12 積立金の使途 前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	第 12 積立金の使途 ・ 前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

1 予算

平成28年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	4,865
自己収入	2,770
授業料及び入学金検定料収入	2,643
雑収入	127
施設整備費補助金	0
受託研究等収入及び寄附金収入	296
目的積立金	145
計	8,075
支出	
業務費	7,634
教育研究経費	1,264
一般管理費	923
人件費	5,447
施設整備費	145
受託研究等経費及び寄附金事業費等	296
計	8,075

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入しております。

2 収支計画

平成28年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	7,890
経常費用	7,890
業務費	6,689
教育研究経費	1,142
受託研究費等	100
人件費	5,447
一般管理費	495
財務費用	44
減価償却費	663
臨時損失	0
備品費	0
収入の部	7,890
経常収益	7,890
運営費交付金収益	4,865
授業料等収益	2,446
受託研究収益等	261
財務収益	1
雑益	162
資産見返運営費交付金等戻入	134
資産見返物品受贈額戻入	22
臨時利益	0
物品受贈益	0
純利益	0
総利益	0

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入しております。

3 資金計画

平成28年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	18,026
業務活動による支出	7,206
投資活動による支出	10,027
財務活動による支出	524
次期への繰越金	269
資金収入	18,026
業務活動による収入	7,930
運営費交付金による収入	4,865
授業料及び入学料検定料による収入	2,643
受託研究等収入	165
寄附金収入	96
その他収入	162
投資活動による収入	9,374
財務活動による収入	0
前期よりの繰越金	721

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入しております。